

平成 26 年 3 月 25 日

利 用 者 各 位

(公財) 京都市障害者スポーツ協会
京都市障害者教養文化・体育会館

京都市障害者教養文化・体育会館利用料金の改定について

平素は、京都市障害者教養文化・体育会館をご利用いただき、誠にありがとうございます。

平成 26 年 4 月から消費税の引上げに伴い、京都市障害者教養文化・体育会館の利用料金を改定させていただきます。

利用者の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

○ 京都市障害者教養文化・体育会館利用料金

区分			利 用 料 金							
			現 行				改 定 後			
			午前	午後	夜間	全日	午前	午後	夜間	全日
第 1 体 育 室	全 面 利 用	日曜日・土曜日 及び休日	2,900	3,500	2,900	8,400	<u>2,980</u>	<u>3,600</u>	<u>2,980</u>	<u>8,640</u>
		その他の日	2,400	2,900	2,400	6,900	<u>2,460</u>	<u>2,980</u>	<u>2,460</u>	<u>7,090</u>
	半 面 利 用		1,200	1,300	1,200	3,300	<u>1,230</u>	<u>1,330</u>	<u>1,230</u>	<u>3,390</u>
	部 分 利 用 (1 人 に つ き)		250	250	250	600	250	250	250	<u>610</u>
第 2 体 育 室	全 面 利 用		1,200	1,300	1,200	3,300	<u>1,230</u>	<u>1,330</u>	<u>1,230</u>	<u>3,390</u>
	部 分 利 用 (1 人 に つ き)		250	250	250	600	250	250	250	<u>610</u>
トレーニング室(1人につき)			300	300	300	800	300	300	300	<u>820</u>
会 議 室			2,100	2,400	2,100	5,900	<u>2,160</u>	<u>2,460</u>	<u>2,160</u>	<u>6,060</u>
視 聴 覚 室			800	1,000	800	2,300	<u>820</u>	<u>1,020</u>	<u>820</u>	<u>2,360</u>

※改定後の料金は、利用者の皆様の利便性を考慮して、10 円単位となるよう切捨てによる端数処理を行っております。

○ 実施日

平成 26 年 4 月 1 日～

※平成 26 年 4 月 1 日以降に支払われる利用料金から適用させていただきます。